

平成26年度 第4回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成27年3月23日(月) 13:30～

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 報告事項

(1)平成26年度事業報告について

3. 協議事項

(1)平成27年度事業計画(案)について

(2)平成27年度収支予算(案)について

4. その他

5. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

| 条項 | | 役員 | 機関・団体 | 役職名 | 氏名 |
|----------|-----------|-----|---------------------------|----------------------------|--------|
| 法第6条第21号 | 規約第5条第11号 | 会 長 | 新居浜市 | 副市長 | 近藤 清孝 |
| | | | | 経済部長 | 寺村 伸治 |
| 法第6条第22号 | 規約第5条第2号 | | 新居地区旅客自動車協同組合 | 代表理事 | 渡部 光男 |
| | | | 愛媛県ハイヤー・タクシー協会 | 専務理事 | 高橋 昭雄 |
| | | | 瀬戸内運輸株式会社 | 専務取締役 | 門田 正孝 |
| | | | 一般社団法人愛媛県バス協会 | 専務理事 | 黒河 敏則 |
| | | | 四国旅客鉄道株式会社 | 愛媛企画部長 | 田中 弘典 |
| | 規約第5条第13号 | | 愛媛県東予地方局建設部 | 建設企画課長 | 日野 茂 |
| | | | 〃 総務企画部 | 地域政策課長 | 高石 淳 |
| | | | 国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 | 副所長 | 黒木 賢二郎 |
| 法第6条第23号 | 規約第5条第14号 | | 新居浜警察署 | 交通課長 | 真鍋 公孝 |
| | 規約第5条第5号 | 副会長 | 新居浜市連合自治会 | 理事 | 星加 勝一 |
| | | | 新居浜市老人クラブ連合会 | 副会長 | 明石 秀美 |
| | | | 新居浜市女性連合協議会 | 総 務 | 佐伯 弘子 |
| | 規約第5条第6号 | 監 事 | 新居浜市社会福祉協議会 | 地域福祉課長 | 柿木 仁 |
| | | 監 事 | 新居浜商工会議所 | 産業創出課長 | 矢野 英司 |
| | | | 新居浜市医師会 | 理事 | 永易 大典 |
| | | | 瀬戸内運輸労働組合 | 執行委員長 | 砂田 篤志 |
| | | | 国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局 | 首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門) | 谷口政賀津 |
| | | | | 首席運輸企画 専門官 (総務企画部門) | 久保田 東宏 |

事務局

| | | | |
|----------|--------------|-----|-------|
| 事務局長 | 新居浜市経済部運輸観光課 | 課長 | 高橋 利光 |
| 事業担当 | 新居浜市経済部運輸観光課 | 副課長 | 田口 博徳 |
| 事業担当・出納員 | 新居浜市経済部運輸観光課 | 係長 | 吉岡奈津子 |

報告事項（１）

平成26年度事業報告

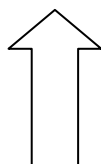
デマンドタクシー運行事業

○登録者数（2月末日現在）

| エリア | 9月30日現在 | | 新規登録 | | 2月28日現在 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 世帯数(世帯) | 人数(人) | 世帯数(世帯) | 人数(人) | 世帯数(世帯) | 人数(人) |
| 上部西エリア | 423 | 683 | 52 | 69 | 475 | 752 |
| 上部東エリア | 381 | 617 | 51 | 70 | 432 | 687 |
| 川東エリア | 373 | 616 | 81 | 115 | 454 | 731 |
| 計 | 1,177 | 1,916 | 184 | 254 | 1,361 | 2,170 |

○これまでの利用状況（平成27年10月～平成27年2月） 計（運行日 97日）

| エリア | 末日登録者数 | 利用者数 | 1日利用者数 | 運行台数 | 1台利用者数 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 上部西エリア | 752人 | 2,201人 | 22.7人 | 998台 | 2.2人 |
| 上部東エリア | 687人 | 2,032人 | 21.0人 | 899台 | 2.3人 |
| 川東エリア | 731人 | 1,662人 | 17.1人 | 700台 | 2.4人 |
| | 2,170人 | 5,895人 | 60.8人 | 2,597台 | 2.3人 |



10月～2月の一日当たりの利用者数は、上半期平均と比較して約7人増加。一台当たりの利用者数も0.1人上昇している。特に川東エリアの伸びが大きい。

平成26年度上半期(4月～9月) 計（運行日数 125日）

| エリア | 末日登録者数 | 利用者数 | 1日利用者数 | 運行台数 | 1台利用者数 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 上部西エリア | 683人 | 2,483人 | 19.9人 | 1,195台 | 2.1人 |
| 上部東エリア | 617人 | 2,460人 | 19.7人 | 1,094台 | 2.2人 |
| 川東エリア | 616人 | 1,738人 | 13.9人 | 810台 | 2.2人 |
| | 1,916人 | 6,681人 | 53.5人 | 3,099台 | 2.2人 |

公共交通機関利用促進事業

新居浜市地域協働推進事業計画（上位計画 地域公共交通総合連携計画）に基づき、公共交通ガイドブックの発行、バスの乗り方教室等のモビリティマネジメントの実施、割引体験乗車券の配布及び事業者によるバス停への情報掲示を行った。

※詳細別紙①

接遇研修事業

平成27年1月22日（木）23日（金）に、第1回公共交通乗務員等おもてなし研修を市内公共交通乗務員及び商工会議所会員を対象に実施。

※詳細別紙②

協議事項（１）

平成２７年度事業計画（案）

１．事業計画(案)

（１）地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施

デマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を実施する。

デマンドタクシーの登録・利用促進のため、市政日より、リーフレット、出前講座等による広報活動を実施する。

登録者アンケートを実施し分析を行う。（本格運行１年経過後に実施）

公共交通（バス）の利用促進のため、バスの乗り方教室等モビリティマネジメントを実施し、同時にバス停への情報掲示を行う。

（２）地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請に必要な各種計画の策定及び変更に関する協議を行うとともに、実施事業に対する評価を行う。

（３）その他、人や環境に優しい交通の実現に関する事業

本市を訪れる観光客に新居浜市に対するイメージアップを図るため、昨年度に引き続きタクシーをはじめとする公共交通機関の乗務員等に対し、「おもてなしの心」を表現する接遇研修を実施する。

２．スケジュール(案)

平成２７年度の会議開催は、４回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

| 年 | 月 | 事業・会議 | 備考 |
|-------|----|--|--------------------------------|
| 平成２７年 | 4 | | |
| | 5 | | |
| | 6 | ●第１回会議 ・ 26年度事業報告 ・ 26年度監査報告及び決算の承認 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る協議 ほか | 6月末までに四国運輸局に生活交通ネットワーク計画の提出が必要 |
| | 7 | ○バスの乗り方教室（予定） | |
| | 8 | | |
| | 9 | ●第２回会議 | |
| | 10 | ○バスの乗り方教室（予定） | アンケート調査 |
| | 11 | | |
| | 12 | ●第３回会議 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 | 1月末までに事業評価実施及び提出が必要 |
| 平成２７年 | 1 | ○公共交通機関乗務員の接遇研修（予定） | 2回実施予定 |
| | 2 | | |
| | 3 | ●第４回会議 ・ 28年度事業計画及び予算の決定 ほか | |

協議事項（２）

平成２７年度収支予算（案）

【収入の部】

単位：円

| 区 分 | | | 予算額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|------------|---------|
| 款 | 項 | 目 | | |
| 負担金 | 負担金 | 負担金 | 13,329,000 | 新居浜市負担金 |
| 諸収入 | 諸収入 | 雑 入 | 0 | 預金利息 |
| | | | 13,329,000 | |

【支出の部】

単位：円

| 区 分 | | | 予算額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|------------|---|
| 款 | 項 | 目 | | |
| 事務費 | 事務費 | 事務費 | 701,000 | 委員出席謝礼 @5,000×11人×4回 = 220,000 |
| | | | | 消耗品 110,000、印刷製本費 134,000、 郵送料 201,000、その他 36,000 計 481,000 |
| 事業費 | 事業費 | 事業費 | 12,628,000 | デマンドタクシー運行事業費 11,930,000 運行業務負担金 |
| | | | | 公共交通機関利用促進事業費 88,000 バス借上料 |
| | | | | 接遇研修事業費 610,000 講師謝礼、旅費、印刷費等 |
| | | | 13,329,000 | |

※デマンドタクシー運行業務負担金 積算根拠

負担金基準額 @3,227×30台×245日≒23,719,000円・・・①

利用料収入見込額 (@500×25人×245日)+(@250×25人×245日)=4,594,000円・・・②

国庫補助見込額 平成26年10月～平成27年9月運行分 7,195,000円・・・③

①－②－③＝11,930,000円

様式第5-18 別紙

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域協働推進事業) 補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名 新居浜市地域公共交通活性化協議会

| 補助対象事業の 名称及び内容 | 補助金交付決定の 根拠となった補助 対象経費の額 | 補助対象経費 の実績額 | 差額 | 補助金 未受領額 | 備考 |
|--|--------------------------------|----------------|--------|-------------|----|
| 新居浜市地域協働 推進事業 (内容) ・公共交通ガイドブック の発行 ・モビリティマネジメン トの実施(学校・地域・ 企業) ・割引体験乗車券の配布 ・バス停への情報掲示 | 1,378,080 | 1,281,970 | 96,110 | 640,985 | |

(注) 「補助金未受領額」の欄については、「補助金交付決定の根拠となった補助対象経費の額」と「補助対象経費の実績額」のいずれか少ない額の1/2を記載すること。

(添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、別表24-2中「補助対象経費の額」の欄に規定する額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類

総括表

新居浜市地域協働推進事業補助対象経費詳細（平成26年度分）

| 実施内容 | 項目 | 当初予定額 | 実施額 |
|---------------------------------|----------------|--|--|
| ① 公共交通ガイドブック作成及び全戸配布 | A委託料 (企画提案) | 企画提案（プロポーザル）を予定 企画・制作 376,000円 印刷 12.0円×55,000部 =660,000円 (376,000円+660,000円)-6,000円×1.08 =1,112,400円 | 企画提案を実施（3社参加） 企画込委託料 18.10円×55,000部× 1.08 =1,075,140円 |
| | A手数料 (同時梱包) | 3円×45,000世帯× 1.08=145,800円 (同時梱包) | 3円×41,770世帯× 1.08=135,334円 (同時梱包) |
| | 小計 | 1,258,200円 | 1,210,474円 |
| ② 市内小学生及び老人クラブを対象としたバスの乗り方教室 | 借上料 | 3校実施予定 (バス借り上げ料) 27,000円×1.08×3校 =87,480円 | 2校で実施 (新居浜市立浮島小学校10/24・新居浜市立新居浜小学校12/4) (バス借り上げ料) 27,000円×1.08×2校 =58,320円 ※その他出前講座を2件実施 (11/4・3/13) |
| ③ 割引体験乗車券の配布 | 印刷製本費 | 割引体験乗車券の印刷 (1冊100枚綴り) 6,000円×5冊×1.08= 32,400円 | 割引体験乗車券の印刷 (1冊100枚綴り) 2,440円×5冊×1.08= 13,176円 |
| 合計(①+②+③) | | 1,378,080円 | 1,281,970円 |

公共交通乗務員等おもてなし研修を開催しました

新居浜市地域公共交通活性化協議会では、デマンドタクシーの運行を担当するタクシー事業者の接客マナーの向上を図るとともに、本市を訪れる観光客に新居浜市に対するイメージアップを図るため、市内公共交通乗務員等に対し、「おもてなしの心」を表現する接客研修を開催しました。

◆第1回公共交通乗務員等おもてなし研修◆

日時： 平成27年1月22日（木）23日（金） 14:30～16:30 両日同じ内容

場所： 新居浜商工会議所 1階大ホール

対象： 市内公共交通乗務員及び商工会議所会員

主催： 新居浜市地域公共交通活性化協議会

共催： 新居地区旅客自動車協同組合 新居浜商工会議所

講師： (株)キャップ 代表取締役 森 美佐子氏

研修は、総合人材サービスを提供する会社(株)キャップの代表取締役である森美佐子氏を講師にお招きし、お客様の心をつかむおもてなしの接客マナーをテーマに「おもてなしについて考えましょう」「相手に与える印象を整えましょう」「良質なコミュニケーションで人間関係を良好にしましょう」といった内容で講演が行われました。多くの公共交通乗務員や観光に従事する施設の従業員の方にご参加いただきました。

研修の様子 1日目 参加者 96人



主催者 新居浜市地域公共交通活性化協議会会長 挨拶



講演の様子

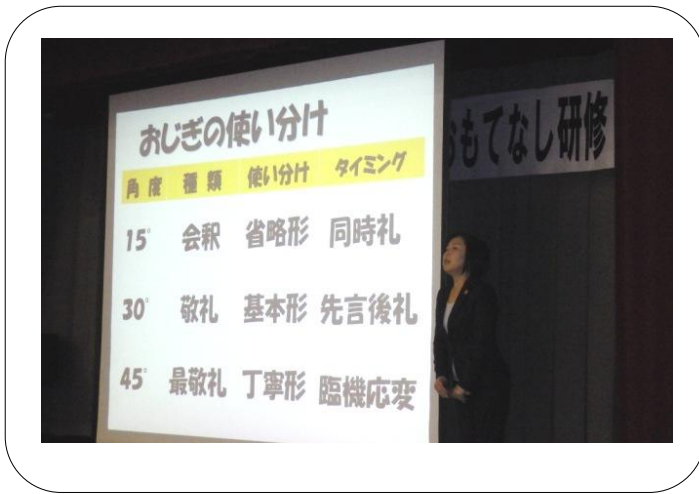


2人一組であいさつやお客様との会話などの練習を実施

研修の様子 2日目 参加者 85人



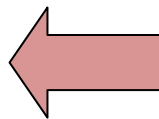
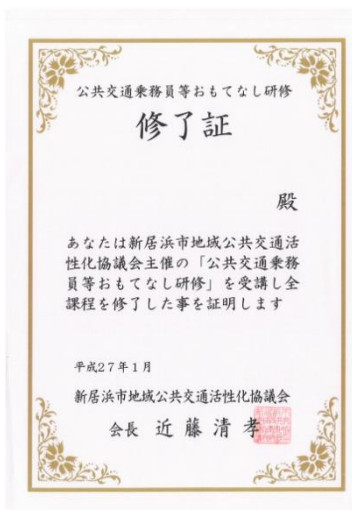
共催者 新居地区旅客自動車協同組合代表理事 挨拶



講演の様子
(おじぎの使い分けについて)



参加者でおじぎを実践



研修会終了後、参加者には、「おもてなし研修」を受講した証として、修了証を配布しました。

～事務局から～

初めて訪れた土地の港や駅で、観光客が最初に利用するのがタクシーやバスといった公共交通機関です。公共交通乗務員の方の対応が、新居浜や愛媛の印象を左右します。

ワンランク上のおもてなしができるよう、今回の受講で獲た「おもてなしの心」を是非今後の業務に活かしていただきたいと思います。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を 改正する法律の概要等について

新居浜市地域公共交通活性化協議会については、**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通総合連携計画**（以下「**連携計画**」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

1.新居浜市地域公共交通活性化協議会の現在までの取り組み状況

平成23年11月に協議会を設立し、平成23年3月に「**連携計画**」を策定し、この計画に基づき、デマンドタクシーの実証運行等の取り組みを実施してきた。

この「**連携計画**」は、デマンドタクシーのエリア拡大及び本格運行に伴い、平成25年度に計画変更を行っている。

また、同年度（平成25年度）に、都市交通に関する基本方針に即して新居浜市の将来交通計画を立案した「**新居浜市都市交通マスタープラン【計画期間平成21～40年】**」の実行計画である「**新居浜市都市交通戦略【計画期間平成21～30年】**（以下「**交通戦略**」という。）」の中間見直しを実施した。

現在は、「**連携計画**」及び「**交通戦略**」に位置づけられたデマンドタクシーの運行やバスの乗り方教室といったモビリティマネジメント、公共交通情報提供等の新たな取り組みを実施している。

2.これからの取り組み

①国の方針

平成26年度に「**交通政策基本法の制定**」、「**地域公共交通活性化再生法の改正**」が行われ、「**まちづくり**」の観点からの交通施策の促進が重視されることとなった。

改正のポイント

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共の活性化及び再生を推進するため、以下の事項が定められた。

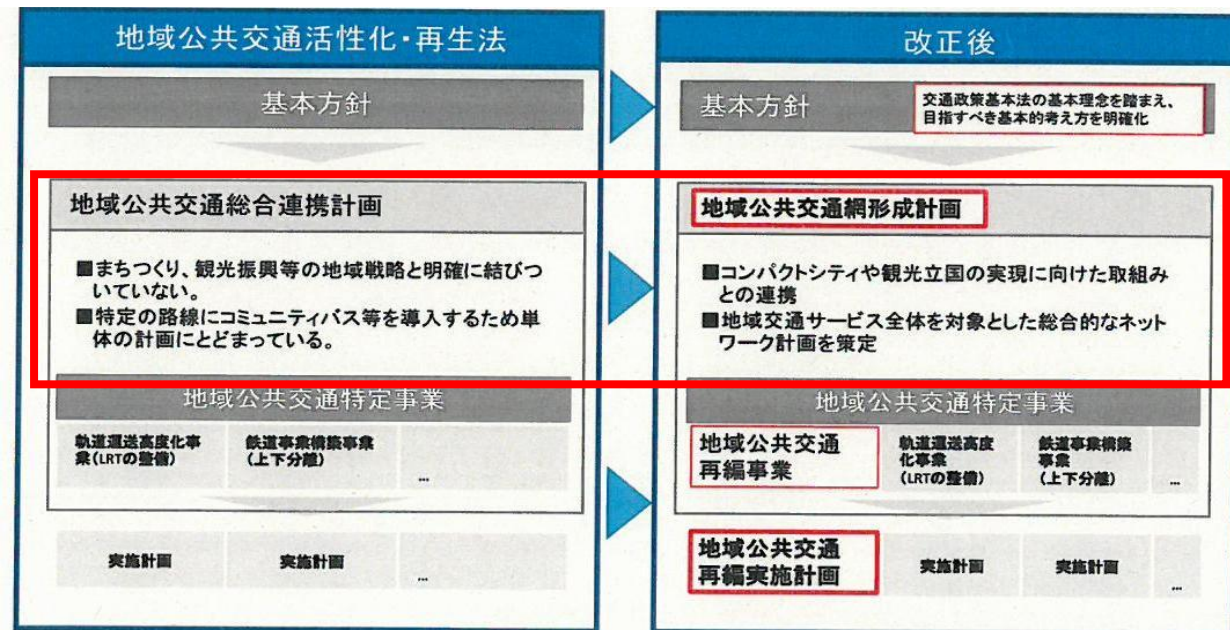
- ・ **市町村等による「地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」という。）の作成**
- ・ 同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための「**地域公共交通再編実施計画**」（以下、**実施計画**）の作成
- ・ 同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例

(1) 従来の「連携計画」に追加される事項

「形成計画」には従来の「連携計画」に以下の2点が追加された。

- ア コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- イ 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

(2) 枠組みの見直しのイメージ



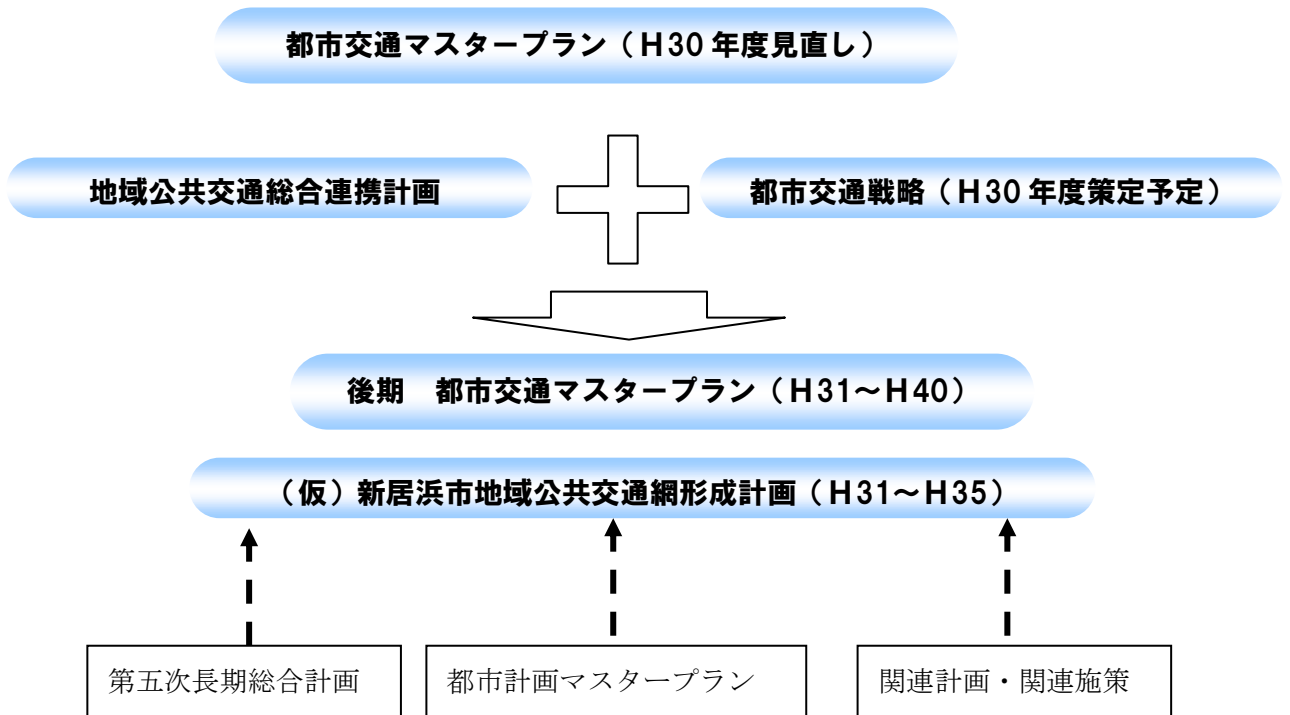
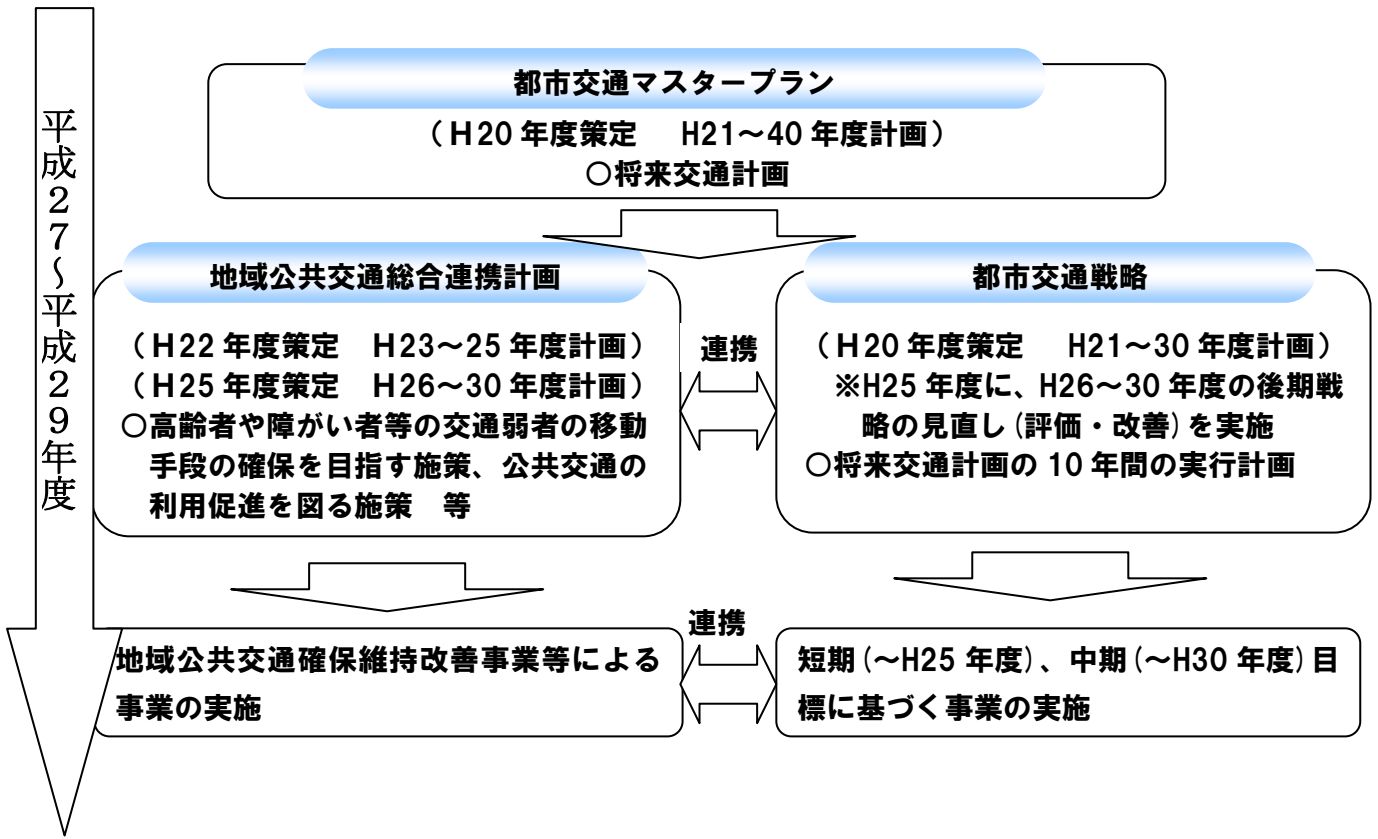
(国土交通省地域公共交通の充実に向けた枠組みの見直し(イメージ)より引用)

②協議会における対応 方針(案)

法律の改正後も、現在、「連携計画」に基づき実施している事業については、「形成計画」を作成することなく事業を継続することが出来ること、また、都市・地域総合交通戦略(新居浜市では、都市交通マスタープラン・「交通戦略」と一体として「形成計画」を作成することも可能であるとの方針もでていることから、都市交通マスタープランの見直し時期及び「交通戦略」の策定時期に合わせて作成に着手したい。

(29年度着手予定)

3.今後の計画策定のイメージ



【参考資料】

地域公共交通網形成計画と地域公共交通総合連携計画の違いについて～

○ 地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。

○ また、地域公共交通網形成計画は、改正法の施行に併せて変更された基本方針に合致している必要があり、基本方針では地域公共交通網形成計画の記載事項として、

- (1) ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
④住民の協力を含む関係者の連携
- (2) 広域性の確保
- (3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定等について定めております。（基本方針二1）

したがって、既存の地域公共交通総合連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組みに限定されているもの等、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに地域公共交通網形成計画として定めることが必要となります。

○ なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として地域公共交通網形成計画を作成することも可能です。